

みんなで防ごう 高齢者虐待

あなたの気づきや行動が高齢者や
家族の権利と生活をまもります



令和3年度介護報酬改定により高齢者虐待防止の推進が全ての介護サービス事業者に義務付けされました

気づいたら悩まず相談！

まずは、職場の上司や同僚に**相談**し、相談窓口にご連絡ください。

日頃のケアや関わりが1番の虐待予防！

アセスメントやモニタリングにより高齢者や養護者の変化に気づき、
サービス調整や適切な相談機関へつなぐ等の
支援をすることが虐待を未然に防ぐことにつながります。



相談窓口

あさぎり・おおくら
地域総合支援センター
078-915-0091

きんじょう・きぬがわ
地域総合支援センター
078-915-2631

にしあかし
地域総合支援センター
078-924-9113

おおくぼ
地域総合支援センター
078-934-8986

うおづみ
地域総合支援センター
078-948-5081

ふたみ
地域総合支援センター
078-945-3170

明石市役所
高齢者総合支援室
078-918-5288

高齢者虐待 夜間休日緊急相談
地域総合支援センター対応窓口
078-924-4567
市役所代表電話
078-912-1111

「あれ?」「う~ん…」など 客観的に高齢者にとって不適切な状況や 違和感をもつたらご相談ください!

- 不自然な癒がある
- 理由なく高齢者が必要なお金を使わせてもらえない
- 「怖い…」「家に帰りたくない…」などの発言や怯えの様子がみられる
- 衣類や身体に不衛生な状態がみられる
- 世帯で生活に困窮している様子がある
- 養護者が介護疲れや高齢者ことで困っている
- 支援者自身も支援に行き詰っている…



Q. 通報や相談すると高齢者や養護者との関係が壊れないか心配…

A. ケアマネジヤーやサービス事業所と高齢者や養護者との関係を考慮しながら一緒に対応します！

※養護者が頑張って介護をされる姿を知っていると相談することをためらいがちですが、**高齢者にとって苦痛や不安な状況があれば相談が必要です。**
高齢者虐待防止法では養護者支援についても明記されており、**養護者を罰するものではなく、養護者も含めてチームで支援します。**



Q. 通報や相談した後は、どのような流れになるのですか…

A. 下記の通り、相談を受けて高齢者や養護者の支援を行います！



地域総合支援センター

高齢者総合支援室

初動期

通報や相談を受けてから原則48時間以内に実態把握を行います。

ケアマネジャー

サービス事業所

対応期

養護者の心情等にも寄り添い、虐待対応に必要な支援を、地域総合支援センターと高齢者総合支援室が中心に行います。

終結期

高齢者への虐待行為の解消や必要な支援対応、再発防止の見守り体制が整えば、虐待対応は一旦終結します。

実態把握に伴う必要な情報提供や面談等の支援にご協力ください。

地域や関係機関との連携や、必要なサービス導入等の調整をお願いすることがあります。

見守り体制が整った時点で虐待対応は終結となります。が、変化や気になることがあればすぐに相談ください。

